

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 6 月26日

【会社名】 水戸証券株式会社

【英訳名】 Mito Securities Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小 橋 三 男

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目 3 番10号

【電話番号】 03(6739)0310 大代表

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 大 槻 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目 3 番10号

【電話番号】 03(6739)0310 大代表

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 大 槻 剛

【縦覧に供する場所】 水戸支店
(茨城県水戸市南町二丁目 6 番10号)
館山支店
(千葉県館山市北条2207番地)
東松山支店
(埼玉県東松山市六反町 8 番地 3)
秦野支店
(神奈川県秦野市寿町 1 番 5 号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第70回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 期末配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円 総額793,340,801円

ロ 効力発生日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

会社法第427条の改正により責任限定を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第26条および第30条の一部を変更する。

定款変更内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、7百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、7百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、魚津亨、石井勝範、川崎洋及び尾崎英外を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、市川穰を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	526,765個	1,552個	0個	98.840%	可決
第2号議案	527,331個	979個	0個	98.948%	可決
第3号議案					
魚津 亨	524,860個	3,450個	0個	98.484%	可決
石井勝範	525,081個	3,229個	0個	98.525%	可決
川崎 洋	525,081個	3,229個	0個	98.525%	可決
尾崎英外	526,084個	2,226個	0個	98.714%	可決
第4号議案					
市川 穰	407,241個	119,724個	1,395個	76.407%	可決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案が可決されるための要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案が可決されるための要件は、総株主の議決権の3分の1以上の出席による、3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案が可決されるための要件は、総株主の議決権の3分の1以上の出席による、過半数の賛成であります。
- ・第4号議案が可決されるための要件は、総株主の議決権の3分の1以上の出席による、過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たしたため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上